

# 御殿場市民会館エレベーター保守点検業務仕様書

## 1 業務場所

御殿場市民会館敷地内

## 2 目的

「建築基準法第8条」に基づいて、エレベーターの正常な運転機能を維持するため、計画的に技術員を派遣し、適切な点検と整備を行うこと。

## 3 対象エレベーター

品名形式	台数
ロープ式乗用エレベーター P-11-CO60 (4停止)	1台

## 4 定期点検等

- (1) 定期的に技術者による現地点検と遠隔診断運転を行い、運転状態における性能を総合的に判断し、異常や不具合またその兆候を発見した場合は直ちに適切な処置をとること。
- (2) 点検回数は、技術者による現地点検を3ヵ月に1回、遠隔診断運転を月1回以上実施すること。故障等の発生時には、随時技術者を派遣してその対応にあたること。
- (3) 定期点検では別紙の項目について点検及び整備を行うこと。
- (4) 建築基準法第12条第3項に基づき、定期点検の結果を報告すること。
- (5) 定期点検の結果については記録を保管すること。

## 5 故障および不具合への対応

日常の利用及び定期点検において発見された故障および不具合については早急に修理等の対応を行うこと。

なお、保守契約形態としては原則としてフルメンテナンスとする。

## 6 管制監視形態

製造メーカーによる24時間体制の監視体制を整えるものとする。

【監視項目】・閉じ込め故障 ・起動不能故障 ・安全装置動作

・電源系統異常 ・走行異常 ・ドア開閉異常 ・かご室内からの通報

なお、機能停止及び閉じ込め事故発生時には、技術員が1時間以内に到着し、可能な限り速やかに適切な処置を講じるよう努めること。ただし、地震等の天災地変及び広域災害発生時はこの限りではない。

## 7 実施結果の報告

業務報告書は、市からの要望があった際にすぐに提出できるよう準備しておくこと。  
ただし、作業中に異常等が認められた場合は直ちに報告し、改善策の提出等を行うこと。

## 8 その他

- (1) 業務にあたり、施設・備品・その他第三者に対し、故意もしくは重大な過失により損害を与えた場合は賠償の責を負う。
- (2) この仕様書に疑義及び定めのない事項のあるときは、市と協議し、その都度定める。

区分	装置名 及び 点検項目		
機械室	機械室への通路及び出入口の戸		
	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等		
	機械室の床の貫通部		
	救出装置		
	制御器	開閉器及び遮断器	
		接触器	
		継電器	
		運転制御用基板	
		ヒューズ	
		絶縁（電動機の回路及び制御器等の回路）	
		接地	
	巻上機	減速歯車	
		綱車	
		軸受	
ブレーキ			
そらせ車			
電動機			
駆動装置等の耐震対策			
定格速度（法定値）			
塔内	かご側調速機	加速スイッチの作動速度（法定値）	
		キャッチの作動速度（法定値）	
	主索	径の状況	
		素線切れ	
		錆びた摩耗粉の状態	
		張り	
		調速機ロープの取付部	
	はかり装置		
	戸開走行保護装置		
	地震等管制運転装置		
かご室	かごの壁又は囲い、天井及び床		
	かごの戸及び敷居		
	かごの戸のスイッチ		

	床合わせ補正装置及び着床装置	
	かご操作盤及び表示器	
	外部への連絡装置	
	かご内の停止スイッチ	
	用途、積載量及び最大定員の標識	
	かごの照明装置	
	停電灯装置	
	かごの床先	
かご上	かご上の停止スイッチ	
	上部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ	
	調速機ロープ	径の状況
		素線切れ
		錆びた摩耗粉の状態
	かごの非常救出口	
	かごのガイドシュー等	
	ガイドレール及びレールブラケット	
	施錠装置	
	昇降路における壁又は囲い	
	乗り場の戸及び敷居	
	昇降路内の耐震対策	
	移動ケーブル及び取付部	
	釣合おもりの各部	
かご戸の開閉機構		
かごの枠		
乗り場	押しボタン等及び表示器	
	非常解錠装置	
ピット	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ	
	ばね式緩衝器の劣化の状況	
	張り車	
	ピット床	
	かご非常止め装置	
	釣合おもり底部すき間	
	移動ケーブル及び取付部	
	ピット内の耐震対策	
かごの枠		